

熊本県県有施設長寿命化保全計画策定業務（その2）委託契約書（案）

委託者熊本県（以下「甲」という。）と受託者_____（以下「乙」という。）とは、熊本県県有施設長寿命化保全計画策定業務について次のとおり委託契約を締結する。
（総則）

第1条 甲は、熊本県県有施設長寿命化保全計画策定業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務内容）

第2条 業務の内容は、別紙熊本県県有施設長寿命化保全計画策定業務（その2）委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結日から令和7年（2025年）3月28日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第1項の契約保証金を還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約により生ずる義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（監督員）

第8条 甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督に当たる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を

変更したときも同様とする。

(管理技術者)

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う者（以下「管理技術者」という。）を定め、書面によりその氏名その他必要事項を甲に通知するものとする。管理技術者を変更したときも同様とする。

(業務工程表の提出)

第10条 乙は、この契約締結後14日を経過する日までに仕様書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によってその損害が生じた場合は、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又はこの業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(資料等の貸与及び返還)

第13条 甲は、乙が業務を履行する上で必要と認められる資料、情報等を貸与するものとする。

2 業務遂行上不要となった資料、情報等があるときは、乙は遅滞なくこれを甲に返還する。

(委託料の支払)

第14条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の業務完了報告書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく、委託料の支払請求書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の支払請求書を正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに、委託料を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 甲は、委託料を前条第3項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第16条 甲は、業務が完了する前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(部分払)

第17条 乙は、業務の完了前に、業務完了部分に相当する業務委託料の10分の9以内の額について、以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中1回を超えることができない。

2 乙は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日を経過する日までに、乙の立会いの上、仕様書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、前項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から30日を経過する日までに部分払金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙の業務の処理が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用

したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に委託料の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号に該当する場合のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び前条第2項において準用する第18条第2項に規定する違約金の額の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

第21条 納入前に成果物に滅失又は損傷が生じた場合は、甲の責めに帰すべき場合を除きその復旧に要する費用は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第22条 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合、甲は、不適合を知った時から1年以内に乙にその旨を通知し、甲の指定した方法による履行の追完、委託料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることが

できる。

2 前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第25条 この契約について、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

印

乙